

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

小松島市

2. 構造改革特別区域の名称

小松島市保育所給食特区

3. 構造改革特別区域の範囲

小松島市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

小松島市（以下、「本市」という。）は、昭和 26 年 4 月那賀郡立江町を編入合併し、同年 6 月 1 日に市制を施行した。その後坂野町を昭和 31 年に編入合併して、現在に至っている。

本市は、徳島県の東部、瀬戸内海に面し、市域は東西 9.1 km、南北 8.5 kmである。面積は 45.37 ㎏であり、埋め立てに伴い現在も少しずつ増えている。徳島県の東部海岸部に位置し、市の中心部は北部の勝浦川、南部の那賀川と両河川の堆積による肥沃な平野部が広がり、北西部にかけては県都徳島市と隣接している。

人口は令和 2 年 4 月 1 日現在で 37,243 人となっており、毎年減少しているが、核家族化や女性の社会進出、就労形態の多様化に伴い、保育サービスに対するニーズは増加や多様化をしている。

構造改革特別区域計画にある公立保育所 2 か所は、入所児童が立地条件や少子化等の影響により減少しており、今後食材調達も困難となることを見込まれる。また既存の調理室も老朽化しており、随時改修等の財政負担が必要となる。

このことから、近隣の公立保育所調理室において調理を行い、外部搬入することにより、児童への給食の安定した提供と、給食にかかる経費の削減を図り、多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図る。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本特例措置を活用し、近隣の公立保育所調理室で食材を一括購入し調理を行い、少人数運営をしている公立保育所へ外部搬入を実施することにより、児童への給食の安定した提供と、給食にかかる経費の削減を図ることができる。

また、節減された経費を多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実に充てることが可能となる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

①近隣の公立保育所で食材を一括購入することにより、少量発注が困難であった食材の調達が可能となり、公立保育所に平等に給食を提供することが可能となる。また、地元産の食材を積極的に取り入れ、乳幼児期から地元の食物に慣れ親しみ、旬の味覚を味わうことができる。

②近隣の公立保育所で調理した給食を外部搬入することにより、公立保育所施設全体の維持管理費や調理員の人件費を節減し、保育所の効率的な運営を図ることができる。

③外部搬入で食材の一括購入が可能となるため、食材搬入業者から代替食材の調達を行いやすくなることから、食物アレルギーを持つ児童へ、より安全でおいしい給食の提供が可能となる。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

①食材の一括購入により、食材費の費用が節減されることが見込まれる。また地元の新鮮な食材を積極的に取り入れることにより、地産地消の推進を図ることができる。

②給食の外部搬入の実施により、節減される経費を保育所の効率的な運営や保育ニーズに合わせた保育サービスの充実に充てることができる。

③栄養士、調理師が連携し、食材の工夫などアレルギー対応等の配慮を行うことができる。

8. 特区事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

小松島市立和田島保育所

小松島市立県前保育所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始日

令和3年4月1日

4. 特例事業の内容

和田島保育所の給食を、近隣の小松島市立さかの認定こども園において一括調理を行い搬入する。また県前保育所の給食を、近隣の小松島市立泰地保育所において一括調理を行い搬入する。

5. 当該規制の特例措置の内容

- ① 給食の外部搬入の実施にあたっては、「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付雇児発0601第4号）」、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を遵守する。
- ② 「第2次小松島市公立保育所・認定こども園食育計画表」に沿って事業を実施する。
- ③ 保育所における調理室の面積及び調理設備は以下のとおりであり、加熱に必要なガス台、保存のための冷蔵庫、配膳台等の必要な設備が配置されている。

(搬入先保育所調理室の概要)

保育所名	和田島保育所	県前保育所
調理室面積	57.63 m ²	23.65 m ²
調理設備	ガス台、流し台、冷蔵庫、配膳台、調理台、炊飯器、冷凍庫、食器消毒保管庫、電子レンジ	ガス台、流し台、冷蔵庫、配膳台、調理台、炊飯器、冷凍庫、食器消毒保管庫、電子レンジ、回転釜

- ④ 外部搬入方式による給食は0歳児から実施することとする。小松島市児童福祉課管理栄養士が献立を作成し、毎月の献立検討会に諮り、園児の年齢に応じた調理ができるよう、調理員と調理方法等の調整を行い、調理提供する。また和田島保

育所と県前保育所のアレルギー児については、搬入先の保育士が児童の様子を確認しながら、管理栄養士や調理員と連携を取りながら、給食を提供する。

- ⑤ 調理方法は、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵しないクックサーブ方式により実施する。給食の運搬は専用の容器に入れ、給食運搬車を利用し、衛生管理に努める。
- ⑥ 特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先がともに小松島市が管理している公立保育所等のため、「契約書」を取り交わすことはしないが、両施設間で特例措置事業の実施において、緊密な連携を図り、給食の外部搬入に係る基準を遵守する。

(搬入元保育所調理室の概要)

保育所名	さかの認定こども園	泰地保育所
調理室面積	28.95 m ²	47.74 m ²
職員数 (予定)	調理員 4 名 用務兼配送員 1 名	調理員 4 名 用務兼配送員 1 名
調理設備	ガス台、流し台、冷蔵庫、配膳台、調理台、炊飯器、冷凍庫 食器消毒保管庫、電子レンジ	ガス台、流し台、冷蔵庫、配膳台、調理台、炊飯器、冷凍庫、 食器消毒保管庫、電子レンジ、 回転釜

(給食の配送計画)

給食運搬車 2 台が、各搬入元保育所等から給食を搬出し、各搬入先保育所へ搬入する。

- ① 9:00 体調不良児等の調理方法変更依頼の締切時間
10:40 さかの認定こども園での昼食調理完了
11:00 和田島保育所に到着
11:20 各クラス昼食配膳準備完了
11:30 昼食喫食
14:20 さかの認定こども園でのおやつ調理完了
14:40 和田島保育所に到着
14:50 各クラスおやつ配膳準備完了
15:00 おやつ喫食
- ② 9:00 体調不良児等の調理方法変更依頼の締切時間
10:30 泰地保育所での昼食調理完了
10:50 県前保育所に到着
11:10 各クラス昼食配膳準備完了
11:20 昼食喫食
14:20 泰地保育所でのおやつ調理完了

- 14:40 県前保育所到着
- 14:50 各クラスおやつ配膳準備完了
- 15:00 おやつ喫食